

香港における食品テストマーケティング及び現地バイヤーとの商談会における運営委託業務・企画提案競争実施要領

令和元年 10 月 23 日
 (公財) 静岡県産業振興財団
 フーズ・サイエンスセンター

1 事業の目的

県内加工食品の海外展開支援強化を図るため、香港におけるテストマーケティングと現地バイヤーとの商談会を実施し、テストマーケティングと商談会の結果を企業における今後の海外展開に向けた戦略・計画づくりに反映させることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 香港におけるテストマーケティング及び商談会の実施（運営・広報等）
- (2) 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
委託契約締結日から令和2年2月末まで（予定）
- (4) 委託料上限額
金7,500,000円（諸税を含む）
- (5) その他
 - ・委託料は、日本円で支払う。
 - ・事務局と日本語で意思疎通を図れること

3 応募の方法

(1) 提出書類

	内容	部数	提出期限
1	様式1 企画提案競争 参加申込書	1部	令和元年 10 月 25 日（金）
2	様式2 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	1部	日本時間 17 時
3	提案企画書	1部	令和元年 10 月 29 日（火）
4	見積書	1部	日本時間 17 時

4 選定

- (1) 選定方法
提出書類をもとに、書類選考する。
- (2) 選定基準

	項目	審査の観点
1	テストマーケティングの調査方法	・出展企業の出展意欲が湧く調査方法か ・効率的なマーケティング調査方法か、より多くのデータ収集が可能か
2	同様の調査実績	・同様の調査実績があり、かつ、現地(香港)における調査方法として適当か
3	実施能力・体制	・事業遂行可能な能力及び体制を確保しているか
4	見積書の妥当性	・見積積算が提案内容に応じた妥当な内容か

* 5点満点で採点し、最高点の業者を選定する。

- (3) 選定結果の通知
選定結果を決定次第、採用の可否のみを応募者全員に文書で通知する。
- (4) 審査員
 (公財) 静岡県産業振興財団 副理事長兼専務理事
 (公財) 静岡県産業振興財団 事務局長

(公財)静岡県産業振興財団 フーズ・サイエンスセンター プロジェクト推進部長
その他、関係者が数名加わることがある。

5 契約の方法

提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、(公財)静岡県産業振興財団と選定された者の双方が合意に至った場合に業務委託契約を締結する。

なお、提案内容の具体的仕様については、契約時までにはすべてを確定させることが困難な場合は、確定できる部分を除き、企画案ベースの仕様で契約を締結することとし、当該部分については、産業財団と受注者との協議により確定させることがある。

6 その他

- (1) 提案書類は返却しない。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

7 申込方法

提出書類を提出先へメールまたは郵送すること。

8 競争参加の意思表示締切（1次締切）

令和元年10月25日（金）日本時間17時必着

9 企画案提出締切（2次締切）

令和元年10月29日（火）日本時間17時必着

10 提出先・問合せ先

公益財団法人静岡県産業振興財団 フーズ・サイエンスセンター
プロジェクト推進部 寺井
郵便番号 420-0853
静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階
TEL：054-254-4513 FAX：054-253-0019
E-mail:newfoods@ric-shizuoka.or.jp

香港における食品テストマーケティング及び現地バイヤーとの商談会における運營業務委託仕様書

- 1 委託期間
契約締結日から令和2年2月末まで（予定）
- 2 予算上限額
金7,500,000円（諸税を含む）
- 3 使用言語
原則、日本語とする

4 委託業務内容

(1) テストマーケティングに必要な企画の立案・運営・施工

	項目	内容
1	会期	令和元年12月～令和2年2月の間
2	会場	香港内の複数の会場(地域)で実施すること
3	出展者数	企業数10～15社、商品数延べ27商品（予定）のテストマーケティングを行うこと
4	宣伝広告・告知	テストマーケティング結果から有意義なデータが獲得できるように、会期期間中、本事業の宣伝・告知等行うこと 期間中、テストマーケティング実施を現地消費者に宣伝するイベントを行うこと（必要な通訳を確保すること）
5	商品	国内において、出展品の確保・選定を行うこと 出展する商品の輸送や現地の法規制に対応した準備・指導を行うこと
6	結果報告	テストマーケティング終了後、販売実績等の報告を出展企業と委託者に行うこと

(2) 令和2年1月に出展企業と現地バイヤーとの商談会・商業施設視察を開催すること

	項目	内容
1	通訳	商談会・商業施設視察に必要な通訳を確保すること
2	移動手段の確保	商談会・商業施設視察に必要な移動手段を確保すること

- (3) 次のためにスタッフを現地に派遣すること。
 - ・令和元年11月～令和2年2月、必要に応じて、テストマーケティング実施会場や現地バイヤー等関係機関との連絡調整等を行う場合
 - ・現地バイヤーとの商談会や現地消費者向けイベントを行う場合
- (4) 委託者が開催する「参画企業発掘セミナー(仮称)」で、今年度行うテストマーケティングの内容が解りやすく説明できるように関係する機材等を持ち込み説明を行うこと。機材等の移送手段は各自で確保すること。
- (5) 委託事業を遂行する上で必要となる各種説明会を開催すること。

5 その他留意事項

- (1) 見積には、電気工事費、電気使用料などを含めること。
- (2) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (3) 期間中は、運営に携わる者等を常駐させること。